第309回千葉市開発審査会議事要旨

- 1 日 時:令和4年7月22日(金)午後2時59分~午後4時17分
- 2 場 所:千葉中央コミュニティセンター8階 若潮
- 3 出席者
- (1)委員:大賀紀代子委員、板谷和也委員、松浦健治郎委員、澤田いつ子委員、長谷部衡平 委員
- (2) 行政庁職員:浜田建築部長、森永宅地課長、川口審査第一班主査、鈴木審査第二班主査、 中村企画調査班主査
- (3) 事務局職員:三田建築管理課長、中野計画調整班主査、三宅計画調整班主任技師

4 議 題

(1)審查案件審議

ア 議案第1号 開発行為の許可について

(立地基準)都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第8「インターチェンジの周辺における流通業 務施設等の建築」に該当する開発行為

- イ 議案第2号 開発行為の許可について
 - (立地基準) 都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第17「社会福祉施設の建築」に該当する開発 行為

- ウ 議案第3号 建築行為等の許可について
 - (立地基準)都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

千葉市開発審査会付議基準第15「線引きの日前に建築物の建築を目的と して造成に着手したと認められる土地等における専用住宅の建築」に該当 する建築行為等

- エ 議案第4号 建築行為等の許可について
 - (立地基準)都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

千葉市開発審査会付議基準第15「線引きの日前に建築物の建築を目的と して造成に着手したと認められる土地等における専用住宅の建築」に該当 する建築行為等

- オ 議案第5号 建築行為等の許可について
 - (立地基準)都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

千葉市開発審査会付議基準第15「線引きの日前に建築物の建築を目的と して造成に着手したと認められる土地等における専用住宅の建築」に該当 する建築行為等 カ 議案第6号 建築行為等の許可について

(立地基準)都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

千葉市開発審査会付議基準第15「線引きの日前に建築物の建築を目的と して造成に着手したと認められる土地等における専用住宅の建築」に該当 する建築行為等

(2) 千葉市開発審査会付議基準の改正について ア 付議基準第8、第11、第17、第18、第19、第20の改正

(3) その他

ア 次回の開発審査会について

5 議事の概要

(1) 審查案件審議

- ア 議案第1号 開発行為の許可について 本件は許可相当とすることに決定した。
- イ 議案第2号 開発行為の許可について 本件は許可相当とすることに決定した。
- ウ 議案第3号 建築行為等の許可について 本件は許可相当とすることに決定した。
- エ 議案第4号 建築行為等の許可について 本件は許可相当とすることに決定した。
- オ 議案第5号 建築行為等の許可について 本件は許可相当とすることに決定した。
- カ 議案第6号 建築行為等の許可について 本件は許可相当とすることに決定した。
- (2) 千葉市開発審査会付議基準の改正について

ア 付議基準第8、第11、第17、第18、第19、第20の改正 改正内容について説明した。

(3) その他

ア 次回の開発審査会について

次回の開発審査会の開催日は、令和4年9月30日(金)と決定した。